

【確定申告書等作成コーナー】-税務署への提出方法の選択

スマホを使用
してe-Tax

マイナポータル連携によるスマホ申告なら、医療機関等から支払機関へ請求された時点で情報連携されていますので、すでに昨年1年間分の医療費控除データが全て連携されており、簡単に確定申告できます。



【国税庁のマニュアル動画】

スマホ申告 マイナンバーカードでe-Tax

印刷して提出

R 6 年 1 月～R 6 年 9 月分の医療費通知データ（XML ファイル）を使用して医療費控除の電子申請を行う場合は、健康保険組合ホームページのマイページからダウンロードすることができます。